

能美市自主防災組織補助金交付要綱

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

告示第 1 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害に強いまちづくりを目指し、共助の中核を担う自主防災組織が行う地域防災体制の整備に対して補助金を交付することに関して、能美市補助金交付規則(平成 1 7 年能美市規則第 3 3 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する自主防災組織を運営する町会又は町内会(以下「町会」という。)とする。

- (1) 当該町会の住民を構成員として組織されていること。
- (2) 規約等が整備されていること。
- (3) 防災訓練又は防災知識の啓発活動を目的とした事業を年 1 回以上実施していること。

(補助事業及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分及び補助金の額は、別表に定めるとおりとし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、本条の規定にかかわらず、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助回数)

第 4 条 補助金の交付は、別表の区分毎に 1 年度 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする町会(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の実施前に能美市自主防災組織補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書又は設計書

(2) カタログ又は図面

(3) 保管場所図又は設置場所図

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、能美市自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した能美市自主防災組織実績報告書(様式第3号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに能美市自主防災組織補助金確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた者は、能美市自主防災組織補助金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この告示により定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月15日告示第2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第64号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日告示第23号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	対象		補助率	限度額
防災倉庫の整備に必要な経費	防災活動に必要な防災資機材を収納する倉庫の整備費 購入、新築、改修、修繕		1/2	250,000円 (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
土のうの整備に必要な経費	水防活動に必要な土のうの作製経費及び保管のために必要な備品の調達に係る経費 土のう(袋、砂、作製を業者委託も可)、パレット、防水遮光シート、ロープ、カゴ		1/2	100,000円 (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
防災資機材の購入に必要な経費	消火用具	消火器、消火器収納箱、バケツ、ジェットシューター、ホース、放水補助器具、ノズル、ハンドル、消防活動被服・装備等	1/2	100,000円 ただし、500世帯を超える町会は、100,000円に世帯(500世帯超過分)×200円を加算した金額を限度額とする。 (当該年度4月1日現在の世帯とする。) (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
	救出用具	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、つるはし、かけや、レスキューキット等		
	救護用具	救急セット、テント、担架、毛布、シート、救命胴衣、車椅子、簡易トイレ、簡易ベッド、AED(部品交換を含む。)等		
	避難用具	リヤカー、ライト、のぼり旗、メガホン、警笛、投光器、発電機、コードリール、トランシーバー、ラジオ等		
	給食・給水用具	給水タンク、ろ水装置、釜、鍋、やかん、はんごう、コンロ等		
	水防用具	合羽、長靴、ヘルメット、ボート等		
防災訓練又は防災知識の啓発活動に必要な経費	防災訓練・研修	訓練用消火器、ゼッケン、のぼり旗、教材用DVD・教材用テキスト、訓練啓発に係る印刷費、訓練資機材の借上げ料等	1/2	50,000円に世帯割として1世帯当たり100円を加算した金額を限度額とする。 (当該年度4月1日現在の世帯とする。) (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
	防災マップ	防災マップの作成に係る経費		